

平成 30 年 7 月豪雨に関する緊急要望

平成 30 年 7 月豪雨では、西日本を中心に 11 府県で大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や土砂災害等により、多くの尊い人命が失われるとともに、建物、道路、河川、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範囲に被害が生じ、住民生活や経済活動が大きな打撃を受けている。

こうした中、関西広域連合としても、特に被害の大きかった岡山県、広島県、愛媛県に対してカウンターパート方式による支援に全力で取り組んでいる。

被災地では、酷暑を迎え、避難所で生活されている方をはじめとした被災者が非常に厳しい環境下での生活や復旧作業を強いられていることから、安全・安心な生活の確保のための被災者への支援について、格段の配慮が必要となっている。

広域的に被害が発生した今回の事態に対応するためには、政府の緊急かつ重点的な支援が不可欠である。

このため、政府を挙げて下記の取組が実施されることを関西広域連合として要望する。

記

1 復旧・復興と被災者支援に必要な人材の派遣について

- (1) 迅速な復旧・復興や被災者の生活再建支援など、さらに多くの人材が必要となることから、道路・河川・砂防をはじめ各分野における専門家や国・地方自治体職員の派遣など、必要な支援を行うこと。
- (2) 職員派遣などに要した経費について、応援団体に負担が生じないよう必要な措置を講じること。

2 道路・鉄道網の早期復旧について

- (1) 住民生活の回復や被災地域への物資輸送、移動手段の早期確保のため、高速道路・国道などの幹線道路や鉄道の早期復旧に向けた支援を行うとともに、臨時的な代替バス等の確保や路線バスの新規路線の認可など、交通円滑化に向けて現行制度にとられない柔軟かつ迅速な対応を行うこと。
また、現在不通となっている国道については、復旧工事の促進により、1日も早い規制解除と早期完成を行うこと。
- (2) 特に、沿線住民の生活維持、企業の生産活動等に不可欠な鉄道路線に甚大な被害が発生しているため、早期復旧を図るために必要な復旧事業を鉄道災害復旧事業費補助金の対象としたうえで、地方自治体の負担に対して財政措置を行うこと。また、交付条件に復旧後の運行費用の地方負担を条件にしない、鉄道用地外に流出した土砂撤去や改良復旧についても補助対象とするなど、迅速な復旧に向けたあらゆる支援を行うこと。
- (3) 主要在来線の安全な鉄道輸送を確保するため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助対象事業者に JR 西日本も適用するなど、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する対策への支援を行い、災害に強い鉄道ネットワークを整備すること。

- (4) 高速道路等における通行規制の早期解除、鉄道の運行再開の迅速化について、事業者に対し適切な指導を行うこと。また、鉄道の運行再開に関する情報発信等のあり方について、国においても検討すること。

3 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の早期復旧に向けた支援について

土石流や浸水等により、医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等に甚大な被害が生じているため、早期に復旧、再開ができるよう、被災地のニーズを踏まえた上で、必要な支援を行うこと。

4 災害廃棄物の処理等について

- (1) 膨大な災害廃棄物が発生しているため、被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業について、熊本地震と同様に、半壊家屋の解体費用についても事業の対象とするなど、予算の確保及び早期の採択を行うこと。また、道路に大量の災害廃棄物が集積・放置され、通行に支障が生じ、早期の復旧・復興の大きな妨げになっていることから、地方自治体が道路管理者として緊急的に災害廃棄物を撤去・運搬する場合についても、災害等廃棄物処理事業の対象とすること。
- (2) 市町村等の廃棄物処理施設自体にも被害が発生していることから、被災市町村等が実施する廃棄物処理施設災害復旧事業について、予算の確保及び早期の採択を行うこと。
- (3) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により、緊急に実施すること。

海岸漂着ゴミの撤去に係る災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業については、早期採択及び事前着工の承認を行うとともに、漁港区域、海水浴場など、地域・観光産業などへの影響が生じる区域についても対象範囲に加えること。

5 災害復旧事業等における採択基準の柔軟な適用や財政支援等について

- (1) 原形復旧を目的とした災害復旧事業や、将来の安全性及び防災に資するような改良復旧事業について、査定を待たずに着手した工事が適切に認定されるよう、採択基準の柔軟な適用や緩和など格段の配慮を行うこと。また、被災箇所が膨大な数にのぼることから、災害査定にかかる期間の短縮や事務コスト抑制のため、査定手続きを簡素化し、迅速かつ円滑に採択すること。
- (2) 住民生活の安全・安心の確保を図るため、災害復旧・災害関連事業予算の確保、施設稼働に必要となる造成や地盤改良工事等も復旧工事の対象とする等の補助対象の拡大など、早期復旧に係る積極的な財政支援を行うこと。
- (3) 必要に応じて、国の直轄事業化による早期復旧・改良復旧を講じること。

6 災害救助法における救助範囲の拡大について

家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、災害救助法で「救助」として規定されている被災住宅の応急修理、生活必需品や応急仮設住宅の供与などの実施に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。

7 被災者生活再建支援法の見直しについて

(1) 現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じている。

このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すとともに、被害認定等において柔軟な運用を行うこと。

(2) 支給対象を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、「半壊」など支援の必要性が高い世帯も対象にすること。

8 ため池に関する総合的な対策について

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、ため池改修に必要な事業予算を確保するとともに、地域住民を含めた管理体制を支援するため池緊急防災体制整備促進事業の拡充を行うなど、財政支援を強化すること。

9 土石流・がけ崩れ・地すべりなど山地災害に関する対策について

土石流やがけ崩れ、地すべりなどにより、尊い人命が失われることのないよう、災害発生の高危険性が高い箇所については、各種災害関連緊急事業の早期事業採択などの支援を行うこと。

10 ダム管理体制の再構築について

今回の豪雨の際、ダム放流により河川が氾濫したことについて、徹底的に検証すること。また、昨今の豪雨時の状況を踏まえ、事前に水位を下げるなど、ダムの放流基準を見直すほか、流入量と同規模の量を緊急的に放流する「異常洪水時防災操作」を行う際には、住民が確実に避難行動を完了できるよう避難体制と連携したダム管理体制の再構築を図ること。

11 災害に強い道路・河川整備について

法面对策、道路嵩上げ、幅員狭小箇所の解消などの災害に強い道路づくり、河道拡幅、排水ポンプ整備など災害に強い河川の整備を強力に進めるため、道路・河川関係予算を増額すること。

12 商工業や農林水産業の事業再開に向けた支援について

(1) 商業施設や工場等の事業所が冠水するなど、事業者には甚大な被害が生じているため、本災害により影響を受けた事業者が迅速に事業再開できるよう、必要な支援を行うこと。

(2) 深刻な被害を受けた農林水産業の生産活動の再開のため、農地や道路・水路の復旧、生産施設・機械の復旧等の支援、生産活動の再開に必要な経費の負担軽減や農業共済金等の早期支払いなど、必要な支援を行うこと。

13 観光産業に対する支援について

旅行需要を一日も早く回復させるため、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信と、誘客のための取組に対する支援を行うこと。

平成30年7月

関西広域連合

連 合 長	井 戸	敏 三	(兵庫 県知事)
副連合長	仁 坂	吉 伸	(和歌山 県知事)
委 員	三日月	大 造	(滋賀 県知事)
委 員	西 脇	隆 俊	(京都 府知事)
委 員	松 井	一 郎	(大阪 府知事)
委 員	荒 井	正 吾	(奈良 県知事)
委 員	平 井	伸 治	(鳥取 県知事)
委 員	飯 泉	嘉 門	(徳島 県知事)
委 員	門 川	大 作	(京都 市長)
委 員	吉 村	洋 文	(大阪 市長)
委 員	竹 山	修 身	(堺 市長)
委 員	久 元	喜 造	(神戸 市長)